

平成26年度 第2回 府中市男女共同参画推進懇談会 議事録

1 日 時 平成26年5月23日（金）午後6時半～午後8時45分

2 場 所 府中市役所 北庁舎3階第6会議室

3 出席者

<委員>

諸橋会長、内海副会長、鈴木委員、宮浦委員、小林委員、芝辻委員、矢島委員、阿部委員、富田委員、三本委員、谷田部委員

<事務局>

村越市民活動支援課長、岩田市民活動支援課長補佐兼男女共同参画担当副主幹、肥後男女共同参画推進係長、武富事務職員

4 欠席者

桑田委員

5 傍聴者

なし

6 会議内容

(1) 開会

(2) 配付資料の確認

資料1 平成26年度男女共同参画週間の事業実施について

資料2 平成26年度府中市男女共同参画推進懇談会 年間日程

資料3 市民企画講座について

資料4 第5次府中市男女共同参画計画（案）

目標Ⅰ「あらゆる分野における男女共同参画」

資料5 第5次府中市男女共同参画計画（案）

目標Ⅱ「ワーク・ライフ・バランスの推進」

(3) 前回議事録の確認

会長より確認を行い、LGBT（性自認等）に係る部分について、一部修正を行うこととした。

(4) 報告事項

ア 平成26年度男女共同参画週間の事業実施について

資料1に基づき事務局から説明した。

イ 平成26年度府中市男女共同参画推進懇談会の年間日程

資料2に基づき事務局から説明した。

(5) 協議事項について

ア 市民企画講座について

資料3について、事務局より説明を行い、次のとおり各委員より質問・意見があった。協議の結果、今年度に申請のあった5件全てについて、採用とすることで一致した。

委員 全体の予算の枠が決まっていて、その枠内に収まるのであれば全てが採用ということもあり得るのか。

事務局 今回は、5事業全ての合計金額が予算内で収まるため、全て採用ということもあり得ます。ただし、内容について、男女共同参画の視点から外れている又はふさわしくないという評価になった場合は、予算を残してでもその事業は不採用となります。

副会長 昨年度は不採用となり、同じようなものが今年は採用となるというのは問題ないのか。

事務局 昨年度は予算額を超える件数があったため、男女共同参画の推進につながる事が認められる事業であっても不採用となる事業がありました。今年度の内容については、新たに評価をしていただくので、その結果、採用になることも考えられます。

委員 採点を行わずに、この場で男女共同参画の推進につながる事業であるかについて協議し、その趣旨が認められれば、採点を行わずにて決定してもよいと思う。

(採点を行わないこととし、協議の結果、当推進懇談会としては5事業全てを採用とすることを決定した。)

会長 各講座の実施にあたっては、男女共同参画の視点を入れた内容の充実に努めることと、男女共同参画の視点からどういった成果があったかを実施報告書に具体的に記入していただくことをお願いしたい。

イ 第5次府中市男女共同参画計画の策定について

目標Ⅰ「あらゆる分野における男女共同参画」について

資料4に基づき事務局より説明を行い、異議なく了承された。

ウ 第5次府中市男女共同参画計画の策定について

目標Ⅱ「ワーク・ライフ・バランスの推進」について

資料5に基づき事務局より説明を行い、次のとおり各委員より質問・意見があり、協議した。

委員 施策（１０）「事業者におけるワーク・ライフ・バランス」が新規で追加されたことは喜ばしく思うが、住宅勤務課としては、どのようなビジョンを持って取組んでいるのか。

事務局 住宅勤務課では、東京都と連携をし、事業者や労働者に対して情報提供やセミナー等を実施しております。

委員 事業項目が「事業者・労働者双方への働きかけ」なので、施策（１０）のタイトルは「職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進」とした方が良いのではないか。

（施策（１０）を「職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進」とすることで了承）

委員 施策としては、事業者への働きかけより意識啓発の方が先であると考えるので、施策の（１０）と（１１）は、順番を入れ替えた（「男女が子育てや介護を担いながら働くための職場環境の整備」を前にする）方が良いのではないか。

（施策（１０）と（１１）の順番を入れ替えることで了承）

委員 施策（１１）の「職場環境」というのは、市役所内を指しているのか、市内で働く全ての人を指しているのかわかりづらい。

事務局 市職員向けである「ノー残業デーの徹底」と「男性職員の子育てへの参加意識の向上」については、施策（１０）に変更となる「職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進」に移動させることを検討します。

委員 課題２「子育て支援」の中で、保育支援課と子育て支援課は対象とする子どもの年齢で担当が分かれているのか。

事務局 年齢の違いではありません。「保育支援課」は、昨年までの「保育課」という名称から変更になったものです。大まかに言うと、保育支援課は保育園に関することを、子育て支援課は地域の子育て支援や手当等を担当しています。

会長 待機児童についての文言はないのか。

事務局 待機児童については、施策（１２）保育サービスの充実の中の事業項目「低年齢児保育の充実」において、中間報告書で待機児童の人数について記載しています。

会長 待機児童対策について取組んでいるのであれば、計画にも文言を追加することとしましょう。

委員 2-（12）保育サービスの充実「学童クラブの充実」という事業項目となっているが、中間報告書では放課後子ども教室のことについても記載されている。二つは別のものではないか。

事務局 学童クラブは、小学1～3年生を対象にしており、放課後子ども教室は小学1～6年生を対象にしており、二つは異なります。

委員 放課後子ども教室事業については、学童クラブの項目に含めるのではなく、新たに事業項目として抜き出して追加してはどうか。

会長 施策（14）の事業項目「ファミリーサポートセンター事業の実施」の下に、放課後子ども教室の事業項目を独立させて追加していただきましょう。

委員 3 介護支援について

導入文は良いと思うが、事業項目を見ると実際の取組内容が薄く感じてしまう。女性の負担減など、男女共同参画の視点から、もう少し内容を手厚くしてほしい。

会長 市民活動支援課では、男性の介護スキルや介護参加についての啓発活動や講座等を行っているのか。そういった内容の事業項目を追加してほしい。

事務局 2 ワークライフバランスの推進の（10）にある「事業者・労働者双方への働きかけ」を再掲とする案等を含めて今後検討します。

会長 I-1-（6）就業のための支援について

前回の協議で、目標I-1-（6）に移動することとなったが、導入文に女性の労働について触れている文言がない。第4次の課題2の前文にあった「女性の経済的・精神的・社会的自立のためには、～」という内容を、施策（6）の「就業のための支援」に残してほしい。

（目標I-1の導入文への文言の追加について検討することです承。）

7 次回の日程確認

6月19日（木）午前10時から

場所は本庁舎会議室

また、7月10日（木）開催予定の第4回男女共同参画推進懇談会は、会場が女性センターとなりますのでご承知おきください。

8 閉会